

日田市規則第25号

日田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月1日

日田市長 棕野 美智子

日田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の一部を改正する規則

(日田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 日田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則(平成18年規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(指定の申請) 第2条 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、 <u>施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。)</u> 別紙様式第二号(一)により行うものとする。 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、指定(却下)通知書(様式第1号)により、当該申請者に通知するものとする。	(指定の申請) 第2条 法第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による申請は、 <u>指定申請書(様式第1号)</u> により行うものとする。 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、指定の可否を決定し、指定(却下)通知書(様式第1号の2)により、当該申請者に通知するものとする。

3 略

(公募指定の手続)

第2条の2 略

- 2 公募指定を受けようとする者は、市長が指定する期間内に様式告示別紙様式第二号(一)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による応募者のうちから指定地域密着型サービス事業者として指定すべき者を選考により決定し、その結果を公募指定通知書(様式第2号)により通知するとともに、第1項に規定する方法により公表するものとする。

4 略

(変更の届出等)

- 第3条 法第78条の5第1項及び第115条の15第1項の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項及び施行規則第140条の30第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては様式告示別紙様式第二号(四)により、休止した事業の再開に係るものにあつては様式告示別紙様式第二号(五)により、それぞれ行うものとする。
- 2 法第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による

3 略

(公募指定の手続)

第2条の2 略

- 2 公募指定を受けようとする者は、市長が指定する期間内に公募指定申込書(様式第1号の3)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による応募者のうちから指定地域密着型サービス事業者として指定すべき者を選考により決定し、その結果を公募指定通知書(様式第1号の4)により通知するとともに、第1項に規定する方法により公表するものとする。

4 略

(変更の届出等)

- 第3条 法第78条の5第1項及び第115条の15第1項の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項及び施行規則第140条の30第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式第2号)により、休止した事業の再開に係るものにあつては再開届出書(様式第3号)により、それぞれ行うものとする。
- 2 法第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による

<p>届出は、<u>様式告示別紙様式第二号（三）</u>により行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（指定の辞退）</p> <p>第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、<u>様式告示別紙様式第二号（六）</u>により行うものとする。</p>	<p>届出は、<u>廃止・休止届出書（様式第3号の2）</u>により行うものとする。</p> <p>3 略</p> <p>（指定の辞退）</p> <p>第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、<u>指定辞退届出書（様式第4号）</u>により行うものとする。</p>
---	--

（日田市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部改正）

第2条 日田市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定の申請等）</p> <p>第2条 法第79条第1項の規定による申請は、<u>施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。）別紙様式第二号（一）</u>により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（変更の届出等）</p>	<p>（指定の申請等）</p> <p>第2条 法第79条第1項の規定による申請は、<u>指定申請書（様式第1号）</u>により行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（変更の届出等）</p>

<p>第3条 法第82条第1項の規定による届出は、変更に係るもの にあつては<u>様式告示別紙様式第二号（四）</u>により、休止した 事業の再開に係るものにあつては<u>様式告示別紙様式第二号 （五）</u>により、それぞれ行うものとする。</p> <p>2 法第82条第2項の規定による廃止又は休止の届出は、<u>様式 告示別紙様式第二号（三）</u>により行うものとする。</p> <p>（指定の更新等）</p> <p>第4条 法第79条の2第1項の規定による申請は、<u>様式告示別 紙様式第二号（二）</u></p> <p>2 略</p>	<p>第3条 法第82条第1項の規定による届出は、変更に係るもの にあつては<u>変更届出書（様式第2号）</u>により、休止した事業 の再開に係るものにあつては<u>再開届出書（様式第3号）</u>によ り、それぞれ行うものとする。</p> <p>2 法第82条第2項の規定による廃止又は休止の届出は、<u>廃 止・休止届出書（様式第4号）</u>により行うものとする。</p> <p>（指定の更新等）</p> <p>第4条 法第79条の2第1項の規定による申請は、<u>更新申請書 （様式第5号）</u>により行うものとする。</p> <p>2 略</p>
--	--

（日田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部改正）

第3条 日田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（指定の申請等）</p> <p>第2条 法第115条の22第1項の規定による申請は、<u>施行規則の 規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働 省告示第331号。以下「様式告示」という。）別紙様式第二号</u></p>	<p>（指定の申請等）</p> <p>第2条 法第115条の22第1項の規定による申請は、<u>指定申請書 （様式第1号）</u>により行うものとする。</p>

(一) により行うものとする。

2 略

(変更の届出等)

第3条 法第115条の25第1項の規定による届出は、施行規則第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては様式告示別紙様式第二号(四)により、休止した事業の再開に係るものにあつては様式告示別紙様式第二号(五)により、それぞれ行うものとする。

2 法第115条の25第2項の規定による届出は、様式告示別紙様式第二号(三)により行うものとする。

(指定の更新の届出)

第4条 法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、様式告示別紙様式第二号(二)により行うものとする。

2 略

(変更の届出等)

第3条 法第115条の25第1項の規定による届出は、施行規則第140条の37第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式第2号)により、休止した事業の再開に係るものにあつては再開届出書(様式第3号)により、それぞれ行うものとする。

2 法第115条の25第2項の規定による届出は、廃止・休止届出書(様式第3号の2)により行うものとする。

(指定の更新の届出)

第4条 法第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、更新申請書(様式第4号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。